

令和3年6月1日

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立勝山中学校

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間再延長を踏まえた向日市立
小中学校における対応について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日(令和3年5月28日)、新型コロナウイルス感染症に係る政府対策本部が開催され、京都府における緊急事態宣言の期間が再延長されました。

各学校におきましては、引き続きこの間実施してきた対策を緩めることなく、適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、教育活動を継続させます。

ご家庭におかれましても、今後とも手洗いや室内の換気、不要不急の外出の自粛等、家庭内での感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の期間再延長に伴う対応については、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言の期間

令和3年4月25日(日)から同年6月20日(日)まで

2 緊急事態宣言の期間延長に伴う対応

(1) 登校の判断及び学校への連絡について

児童生徒に体調不良等の症状が見られる場合は、登校を控えてください。

発熱後、翌朝解熱しても再度発熱するケースも見られますので、発熱した翌日の登校については、医療機関等に相談するなど、慎重に判断いただきますようお願いいたします。

また、感染拡大防止の観点から、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合につきましても、登校を控えてください(欠席ではなく、出席停止の取扱いとします)。

なお、児童生徒本人又は同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合及びPCR検査を受検する場合は、引き続き速やかに学校(学校業務時間外や休日の場合は市役所)に連絡してください。

※市役所代表番号 075-931-1111 (冒頭にオートメッセージが流れますので、しばらくお待ちください。)

(2) 修学旅行及び宿泊学習(林間学習、臨海学習)について

6月末までに実施を計画している修学旅行及び宿泊学習について実施を見合わせ、2学期までに延期をして実施することとします。

なお、実施の時期等につきましては、各学校からお知らせします。

- (3) 校外学習（遠足、社会見学等）について
6月末までに実施を計画している校外学習について実施を見合わせます。
 なお、延期等の対応につきましては、各学校からお知らせします。
- (4) 学習活動について
以下の学習活動について、引き続き停止します。また、緊急事態宣言解除後は、活動に応じた対策を講じ、再開します。
なお、一時的に停止している学習活動につきまして、1学期の学習評価ができない場合がありますので、ご了承ください。
- ① 音楽：室内で児童生徒が行う合唱や、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏
 - ② 保健体育：柔道など、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
 - ③ 家庭：児童生徒が行う調理実習
- (5) 中学校の部活動について
以下のとおり、緊急事態宣言期間中、引き続き活動を制限します。
- ① 部活動への参加者は、本校の生徒のみとします。
活動開始前の健康観察を徹底するとともに、発熱、咳、倦怠感などの体調不良が見られる場合は、参加を認めません。また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合に つきましても、参加を控えてください。
 - ② 活動場所は、校内のみとします。
 - ③ 土曜・日曜・祝日においても活動時間を2時間以内とし、練習試合（他校との合同練習を含む）は実施しません。
 - ④ 公式な大会・発表会（全国大会・近畿大会につながる大会等）については、主催者による感染防止対策を確認の上、参加することを認めます。
- (6) 保護者の参観等について
緊急事態宣言期間中に実施を計画している授業参観につきましては、実施を見合わせます。
 実施につきましては、改めて各学校から連絡いたします。
- (7) その他
- ・留守家庭児童会につきましては、さらなる感染症対策を徹底の上、引き続き開会します。
 - ・緊急事態宣言期間中、グラウンドや体育館等の学校開放につきましては、利用を停止します。
 - ・今後の感染状況により対応を変更する場合は、その都度お知らせいたします。

担 当	学校教育課（ダイヤルイン）
連絡先	075-874-2998